

平成 30 年第 3 回

さくら市議会定例会議案書

付 議 事 件

第 3 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
1	さくら市下水道事業における地方公営企業法の規定の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	市 長	P 1
2	平成 30 年度さくら市一般会計補正予算（第 3 号）	〃	P 9
3	平成 30 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	〃	P 23
4	平成 30 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	〃	P 33
5	平成 29 年度さくら市一般会計決算の認定について	〃	P 43
6	平成 29 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計決算の認定について	〃	P 44
7	平成 29 年度さくら市公共下水道事業特別会計決算の認定について	〃	P 45
8	平成 29 年度さくら市農業集落排水事業特別会計決算の認定について	〃	P 46
9	平成 29 年度さくら市国民健康保険特別会計決算の認定について	〃	P 47
10	平成 29 年度さくら市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	〃	P 48
11	平成 29 年度さくら市介護保険特別会計決算の認定について	〃	P 49
12	平成 29 年度さくら市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	〃	P 50
13	市道路線の廃止について	〃	P 51
報告 1	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	〃	P 52
報告 2	一般財団法人さくら市観光施設管理協会経営状況説明書の提出について	〃	P 54
報告 3	株式会社道の駅きつれがわ経営状況説明書の提出について	〃	P 55

番号	事 件 名	提案者	ページ
報告 4	平成 29 年度健全化判断比率及び資金不足比率につ いて	市 長	P 56

議案第1号

さくら市下水道事業における地方公営企業法の規定の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

さくら市下水道事業における地方公営企業法の規定の適用に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成 30 年 9 月 4 日 提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市下水道事業における地方公営企業法の規定の適用に伴う関係条例の整備に関する条例

(さくら市部設置条例の一部改正)

第1条 さくら市部設置条例（平成17年さくら市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び事務所」及び「上下水道事務所」を削る。

第2条中「及び事務所」及び

「上下水道事務所

- (1) 下水道に関すること。
- (2) 農業集落排水に関すること。
- (3) 合併処理浄化槽補助に関すること。」を削る。

(さくら市職員定数条例の一部改正)

第2条 さくら市職員定数条例（平成17年さくら市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「水道事業」の次に「及び同法の規定を適用する下水道事業」を加え、「第22条第2項」を「第22条第5項」に改める。

第2条第1項第1号中「308人」を「300人」に改め、同項第7号中「水道事業」の次に「及び同法の規定を適用する下水道事業」を加え、「15人」を「23人」に改める。

(さくら市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 さくら市職員の給与に関する条例(平成17年さくら市条例第50号)の一部を次のように改正する。

別表第2の7級の項中「上下水道事務所長の職務」を削る。

(さくら市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第4条 さくら市農業集落排水処理施設条例(平成17年さくら市条例第136号)の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「規則」を「企業管理規程」に改める。

第4条中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改める。

第5条第1項中「規則」を「企業管理規程」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第6条から第19条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第20条第1項中「市」を「管理者」に改める。

第21条中「市長」を「管理者」に改める。

第22条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(さくら市農業集落排水事業分担金条例の一部改正)

第5条 さくら市農業集落排水事業分担金条例(平成17年さくら市条例第137号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第6条から第9条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第10条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(さくら市下水道条例の一部改正)

第6条 さくら市下水道条例(平成17年さくら市条例第161号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改め、同条第6号中「市長」を「管理者」

に改め、同条第13号中「規則」を「企業管理規程」に改める。

第3条の3第3号から第4条第1項第2号までの規定中「規則」を「企業管理規程」に改める。

第4条第1項第3号及び第4号中「市長」を「管理者」に改める。

第6条第1項中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第7条第1項及び第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第8条中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第9条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第4項中「市長」を「管理者」に改める。

第10条第1項中「、規則その他市長」を「その他管理者」に改め、同条第2項第5号及び第8号中「市長」を「管理者」に改める。

第11条中「市長」を「管理者」に改める。

第12条中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第13条第1項中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第14条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改め、同項第1号中「又はこの規則等」を「、企業管理規程等」に改める。

第15条中「市長」を「管理者」に改める。

第16条第2項中「市長」を「管理者」に、「第44条」を「第45条」に改める。

第17条中「、規則その他市長」を「その他管理者」に改める。

第18条中「市長」を「管理者」に改め、同条第1号中「及び規則等」を「、企業管理規程等」に改める。

第19条第1項から第26条第3号までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第27条第1項中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第28条中「市長」を「管理者」に改める。

第28条の2第6号中「規則」を「企業管理規程」に改める。

第29条第1項から第36条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第38条第1項中「規則」を「企業管理規程」に改める。

第39条中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第41条第1項中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則」を「企業管理規程」に改める。

第43条第1項及び第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第45条第1項中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則」を「企業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第46条中「市長」を「管理者」に改める。

第47条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(さくら市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第7条 さくら市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年さくら市条例第163号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改める。

第3条から第11条第1項までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第12条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(さくら市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第8条 さくら市水道事業の設置等に関する条例(平成17年さくら市条例第164号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

さくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第1条中「、水道事業」を「水道事業を、下水を処理し、又は排除するため下水道事業(公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。)」に改める。

第7条第1項及び第2項第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項を次のように改める。

法第7条ただし書及び政令第8条の2の規定に基づき、上下水道事業の管理者を置かないものとする。

第3条第2項中「水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者」に改め、同条を第4条とする。

第2条を次のように改める。

(法の適用)

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)

第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「政令」という。)第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

第2条の次に次の1条を加える。

(経営の基本)

第3条 水道事業及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 水道事業の経営の規模(給水区域、給水人口及び1日最大給水量をいう。)は、別表のとおりとする。

3 下水道事業の処理区域は、公共下水道事業にあつては氏家処理区及び喜連川処理区、農業集落排水事業にあつては上野地区とする。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量
上水道	上阿久津の一部、氏家、草川、大中、向河原、富野岡、氏家新田、櫻野、馬場、押上、長久保、蒲須坂、松島、箱森新田、松山新田、狭間田、松山、上野、柿木澤、柿木澤新田、鍛冶ヶ澤、北草川一丁目、北草川二丁目、卯の里一丁目、卯の里二丁目、卯の里三丁目、	4万 5,600 人	1万 9,700 立法メー トル

卯の里四丁目、卯の里五丁目、葛城の一部、喜連川の一部、鷲宿の一部、小入の一部、早乙女の一部、上河戸の一部、下河戸の一部、南和田の一部、金枝の一部、鹿子畑の一部、穂積の一部及び宇都宮市芦沼町の一部		
---	--	--

(さくら市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 さくら市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年さくら市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第4条中「水道事業」の次に「及び下水道事業の」を加える。

第15条の次に次の1条を加える。

(特定任期付職員業績手当)

第15条の2 特定任期付職員業績手当は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第7条第1項に規定する特定任期付職員(以下単に「特定任期付職員」という。)のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給する。

第16条第2項中「までの子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む)」を加え、「又は介護休暇」を「、介護休暇」に、「配偶者」を「要介護者(配偶者)」に、「指定する」を「定める」に改め、「あるもの」の次に「をいう。以下同じ。)」を加え、「、勤務しない」を「、任命権者が、管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しない」に改め、「休暇をいう。)」の次に「又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが

相当であると認められる場合における休暇をいう。)」を加える。

第21条中「第28条の5第1項又は」を「第28条の5第1項若しくは」に、「又は地方公務員」を「、地方公務員」に改め、「第18条第1項」の次に「又はさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成30年さくら市条例第17号)第4条」を加える。

第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

(特定任期付職員についての適用除外等)

第22条 第4条から第6条まで、第9条、第10条第2項、第11条及び第15条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 第13条第2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当は、特定任期付職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等において勤務する場合に支給する。

(さくら市農業集落排水事業特別会計条例及びさくら市公共下水道事業特別会計条例の廃止)

第10条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) さくら市農業集落排水事業特別会計条例(平成17年さくら市条例第58号)

(2) さくら市公共下水道事業特別会計条例(平成17年さくら市条例第60号)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(さくら市農業集落排水事業特別会計条例及びさくら市公共下水道事業特別会計条例の廃止に伴う経過措置)

2 第10条第1号の規定による廃止前のさくら市農業集落排水事業特別会計条例第1条に規定する特別会計の廃止に伴う剰余金並びに債権及び債務は、第8条の規定による改正後のさくら市水道事業の設置等に関する条例第1条の下水道事業の会計に引き継ぐものとする。

3 第10条第2号の規定による廃止前のさくら市公共下水道事業特別会計条例第1条に規定する特別会計の廃止に伴う剰余金並びに債権及び債務は、第8条の規定による改正後のさくら市水道事業の設置等に関する条例第1条の下水道事業の会計に引き継ぐものとする。

(準備行為)

4 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前に

おいても行うことができる。

議案第 2 号

平成 30 年度 さくら市 一般会計 補正 予算 (第 3 号)

平成 30 年度 さくら市の一般会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,286 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 188 億 9,944 万 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 既定の地方債の追加、変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 30 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国 庫 支 出 金		2,038,856	8,350	2,030,506
	2 国 庫 補 助 金	284,900	8,890	276,010
	3 委 託 金	10,093	540	10,633
15 県 支 出 金		1,184,091	125	1,184,216
	3 委 託 金	96,150	125	96,275
18 繰 入 金		1,073,039	20,000	1,093,039
	2 基 金 繰 入 金	1,073,037	20,000	1,093,037
19 繰 越 金		400,000	4,590	404,590
	1 繰 越 金	400,000	4,590	404,590
20 諸 収 入		755,144	2,104	757,248
	4 雑 入	102,526	2,104	104,630
21 市 債		1,130,600	44,400	1,175,000
	1 市 債	1,130,600	44,400	1,175,000
歳 入	合 計	18,836,575	62,869	18,899,444

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,842,303	17,744	1,860,047
	1 総務管理費	1,358,892	6,811	1,365,703
	2 徴税費	224,853	10,000	234,853
	3 戸籍住民基本台帳費	173,252	933	174,185
3 民生費		5,872,007	6,132	5,878,139
	1 社会福祉費	2,379,801	2,406	2,382,207
	2 児童福祉費	2,915,136	3,726	2,918,862
6 農林水産業費		656,202	26,795	682,997
	1 農業費	649,078	26,795	675,873
8 土木費		1,604,168	0	1,604,168
	2 道路橋梁費	612,819	0	612,819
	3 都市計画費	818,691	0	818,691
9 消防費		779,544	254	779,798
	1 消防費	779,544	254	779,798
10 教育費		2,065,070	11,944	2,077,014
	1 教育総務費	386,865	3,250	390,115
	2 小学校費	313,210	5,540	318,750
	3 中学校費	356,835	1,684	358,519
	5 社会教育費	419,028	1,085	420,113
	6 保健体育費	466,231	385	466,616
歳出	合計	18,836,575	62,869	18,899,444

第2表 地方債補正

追 加

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
鬼怒川河川公園遊具更新事業費	11,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、 利率見直し方式で借り 入れる資金について、 利率の見直しを行った 後においては当該見直 し後の利率とする。）	政府資金については、その 融資条件により、銀行その 他の場合にはその債権者と協 定するものによる。ただし、 市財政の都合により据置期間 及び償還期限を延長し、短縮 し、若しくは繰上償還、又は 借換えすることができる。
氏家駅西近隣公園遊具更新事業費	8,700	同 上	同 上	同 上

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市 道 整 備 事 業 費	千円 288,100	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後においては 当該見直 し後の利率 とする。)	政府資金につ いては、その 融資条件に より、銀行 その他の 場合には その債権 者と協 定する ものによ る。た だし、 市財政 の都合 により 据置 期間 及び 償還 期限 を延 長し、 短縮 し、 若し くは 繰上 償還 、又 は 借 換 え す る こ と が で き る。	千円 312,800	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ

平成30年度さくら市一般会計補正予算（第3号）に関する説明書

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	2,038,856	8,350	2,030,506
15 県支出金	1,184,091	125	1,184,216
18 繰入金	1,073,039	20,000	1,093,039
19 繰越金	400,000	4,590	404,590
20 諸収入	755,144	2,104	757,248
21 市債	1,130,600	44,400	1,175,000
歳入合計	18,836,575	62,869	18,899,444

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	1,842,303	17,744	1,860,047	4,860			12,884	
3 民生費	5,872,007	6,132	5,878,139	540			5,592	
6 農林水産業費	656,202	26,795	682,997	125		22,104	4,566	
8 土木費	1,604,168	0	1,604,168	13,750	44,400		30,650	
9 消防費	779,544	254	779,798				254	
10 教育費	2,065,070	11,944	2,077,014				11,944	
歳出合計	18,836,575	62,869	18,899,444	8,225	44,400	22,104	4,590	

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	79,422	4,860	84,282	1 総務費補助金	4,860	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 4,860
5 土木費国庫補助金	112,486	13,750	98,736	1 土木費補助金	13,750	地方道路整備事業 (社会資本整備) 13,750
計	284,900	8,890	276,010			

(款) 14 国庫支出金

(項) 3 委託金

2 民生費委託金	9,892	540	10,432	1 社会福祉費委託金	540	国民年金事務委託金 540
計	10,093	540	10,633			

(款) 15 県支出金

(項) 3 委託金

3 農林水産業費委託金	1,545	125	1,670	1 農業費委託金	125	多面的機能支払推進交付金 125
計	96,150	125	96,275			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

6 さくら市観光交流施設整備基金	0	20,000	20,000	1 さくら市観光交流施設整備基金	20,000	さくら市観光交流施設整備基金 20,000
計	1,073,037	20,000	1,093,037			

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	400,000	4,590	404,590	1 繰越金	4,590	前年度繰越金 4,590
計	400,000	4,590	404,590			

(款) 20 諸収入

(項) 4 雑入

2 雑入	102,521	2,104	104,625	4 農林水産業費雑入	1,904	物件移設補償料 1,904
------	---------	-------	---------	------------	-------	---------------

(款) 20 諸収入

(項) 4 雑入

				9 過年度収入	200	機構集積協力金交付事業返還金	200
計	102,526	2,104	104,630				

(款) 21 市債

(項) 1 市債

5 土木債	299,300	44,400	343,700	1 市道整備事業債	24,700	市道整備事業費	24,700
				3 鬼怒川河川公園整備事業債	11,000	鬼怒川河川公園遊具更新事業費	11,000
				4 氏家駅西近隣公園遊具更新事業債	8,700	氏家駅西近隣公園遊具更新事業費	8,700
計	1,130,600	44,400	1,175,000				

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
6交通安全 対策費	16,280	450	16,730				450	1報 酬	450	交通指導員設置事業 その他非常勤職員報酬	450 450
9情報処理 費	159,013	4,860	163,873	4,860				13委 託 料	4,860	マイナンバー制度導入事業 業務委託料	4,860 4,860
13地方創生 推進費	87,779	1,501	89,280				1,501	11需 用 費	368	シティブロモーション事業 印刷製本費	1,501 368
								12役 務 費	1,133	広告料 手数料	1,023 110
計	1,358,892	6,811	1,365,703	4,860			1,951				

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

2賦課徴収 費	71,125	10,000	81,125				10,000	23償還金、利子 及び割引料	10,000	市税等過年度収入還付金及び還 付加算金 償還金	10,000 10,000
計	224,853	10,000	234,853				10,000				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1戸籍住民 基本台帳 費	173,252	933	174,185				933	7賃 金	933	総合窓口案内事業 臨時雇賃金	933 933
計	173,252	933	174,185				933				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

2国民健康 保険費	297,311	933	298,244				933	7賃 金	933	国民健康保険庶務事務 臨時雇賃金	933 933
--------------	---------	-----	---------	--	--	--	-----	------	-----	---------------------	------------

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

3国民年金費	20,097	540	20,637	540				13委託料	540	国民年金事務 業務委託料	540 540
5介護保険費	465,444	933	466,377				933	28繰出金	933	介護保険特別会計繰出金 他会計繰出金	933 933
計	2,379,801	2,406	2,382,207	540			1,866				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1児童福祉 総務費	1,102,370	3,726	1,106,096				3,726	13委託料	3,726	子ども・子育て支援事業計画策 定事業 業務委託料	3,726 3,726
計	2,915,136	3,726	2,918,862				3,726				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

3農業振興費	142,768	200	142,968			200		23償還金、利子 及び割引料	200	担い手への農地集積推進事業 償還金	200 200
5農地費	165,229	2,835	168,064	125		1,904	806	11需用費	125	農村公園等維持管理事業 工事請負費	2,710 2,710
								15工事請負費	2,710	多面的機能支払交付金事業 消耗品費	125 125
7農業構造 改善費	138,088	23,760	161,848			20,000	3,760	15工事請負費	23,760	総合交流ターミナル施設維持管 理事業 工事請負費	23,760 23,760
計	649,078	26,795	675,873	125		22,104	4,566				

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

1道路維持費	235,400	0	235,400	13,750	12,400		1,350			(財源更正)	
--------	---------	---	---------	--------	--------	--	-------	--	--	--------	--

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2道路建設改良費	348,419	0	348,419		4,200		4,200		(財源更正)	
3橋梁維持費	29,000	0	29,000		8,100		8,100		(財源更正)	
計	612,819	0	612,819	13,750	24,700		10,950			

(款) 8 土木費

(項) 3 都市計画費

3公園費	128,173	0	128,173		19,700		19,700		(財源更正)
計	818,691	0	818,691		19,700		19,700		

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

2消防施設費	699,264	254	699,518				254	15工事請負費	254	消防施設管理事業 工事請負費	254 254
計	779,544	254	779,798				254				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

2事務局費	377,456	3,250	380,706				3,250	7賃金	3,250	非常勤講師活用事業 臨時雇賃金	3,250 3,250
計	386,865	3,250	390,115				3,250				

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

1学校管理費	206,588	5,540	212,128				5,540	15工事請負費	5,540	小学校施設補修整備事業 工事請負費	5,540 5,540
--------	---------	-------	---------	--	--	--	-------	---------	-------	----------------------	----------------

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費

計	313,210	5,540	318,750				5,540			
---	---------	-------	---------	--	--	--	-------	--	--	--

(款) 10 教育費 (項) 3 中学校費

1 学校管理費	309,911	1,684	311,595				1,684	15 工事請負費	1,684	中学校施設補修整備事業 工事請負費	1,684 1,684
計	356,835	1,684	358,519				1,684				

(款) 10 教育費 (項) 5 社会教育費

6 公民館費	80,107	1,085	81,192				1,085	7 賃金	968	喜連川公民館運営事業 臨時雇賃金	968 968
								19 負担金、補助及び交付金	117	自治公民館建設補助事業 補助金	117 117
計	419,028	1,085	420,113				1,085				

(款) 10 教育費 (項) 6 保健体育費

1 体育総務費	98,616	385	99,001				385	18 備品購入費	385	市民体育祭開催事業 庁用器具費	385 385
計	466,231	385	466,616				385				

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額 (A)	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 (A+B-C)
			起債見込額 (B)	元金償還見込額 (C)	
1 普通債	15,979,480	15,316,976	1,345,100	1,656,171	15,005,905
(1) 総務	5,955,316	5,908,402	619,100	674,947	5,852,555
(2) 民生	679,017	583,856	0	73,858	509,998
(3) 衛生	226,588	304,001	5,900	19,020	290,881
(4) 農林水産	1,023,167	907,880	25,000	137,310	795,570
(5) 商工	385	0	2,200	0	2,200
(6) 土木	3,691,283	3,396,933	414,300	385,173	3,426,060
(7) 消防	700,060	694,429	86,300	47,872	732,857
(8) 教育	3,703,664	3,521,475	192,300	317,991	3,395,784
2 災害復旧費	5,357	4,915	0	446	4,469
(1) 公共土木施設	1,957	1,515	0	446	1,069
(2) 農林水産業施設	3,400	3,400	0	0	3,400
(3) その他公共施設	0	0	0	0	0
合 計	15,984,837	15,321,891	1,345,100	1,656,617	15,010,374

議案第 3 号

平成 30 年度 さくら市 国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度 さくら市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 250 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42 億 1,196 万 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 繰越金		1,000	2,501	3,501
	1 繰越金	1,000	2,501	3,501
歳入	合計	4,209,468	2,501	4,211,969

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 諸 支 出 金		8,779	2,501	11,280
	1 償還金及び還付加算金	8,779	2,501	11,280
歳 出	合 計	4,209,468	2,501	4,211,969

平成30年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 繰越金	1,000	2,501	3,501
歳入合計	4,209,468	2,501	4,211,969

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 諸 支 出 金	8,779	2,501	11,280				2,501
歳 出 合 計	4,209,468	2,501	4,211,969				2,501

2 歳 入

(款) 12 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 その他繰越金	1,000	2,501	3,501	1 繰越金	2,501	前年度繰越金 2,501
計	1,000	2,501	3,501			

3 歳 出

(款) 10 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
4療養給付 費交付金 返還金	1,000	2,501	3,501				2,501	23償還金、利子 及び割引料	2,501	療養給付費交付金返還金 償還金	2,501 2,501
計	8,779	2,501	11,280				2,501				

議案第 4 号

平成30年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成30年度さくら市の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,155万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億413万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月4日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰 入 金		465,316	933	466,249
	1 一 般 会 計 繰 入 金	465,315	933	466,248
9 繰 越 金		1	10,621	10,622
	1 繰 越 金	1	10,621	10,622
歳 入	合 計	3,092,583	11,554	3,104,137

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		91,272	933	92,205
	1 総務管理費	60,453	933	61,386
6 諸支出金		552	10,621	11,173
	1 償還金及び還付加算金	552	10,621	11,173
歳出	合計	3,092,583	11,554	3,104,137

平成30年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 繰入金	465,316	933	466,249
9 繰越金	1	10,621	10,622
歳入合計	3,092,583	11,554	3,104,137

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	91,272	933	92,205				933
6 諸支出金	552	10,621	11,173				10,621
歳出合計	3,092,583	11,554	3,104,137				11,554

2 歳 入

(款) 8 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 その他一般会計繰入金	92,101	933	93,034	2 事務費繰入金	933	事務費繰入金 933
計	465,315	933	466,248			

(款) 9 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1	10,621	10,622	1 繰越金	10,621	前年度繰越金 10,621
計	1	10,621	10,622			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1一般管理費	60,453	933	61,386				933	7賃 金	933	介護保険事務 臨時雇賃金	933 933
計	60,453	933	61,386				933				

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

2介護給付費返還金	7	10,621	10,628				10,621	23償還金、利子 及び割引料	10,621	介護給付費等返還金 償還金	10,621 10,621
計	552	10,621	11,173				10,621				

議案第 5 号

平成 29 年度さくら市一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度さくら市一般会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花塚隆志

議案第 6 号

平成 29 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花塚隆志

議案第 7 号

平成 29 年度さくら市公共下水道事業特別会計決算の認定
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、
平成 29 年度さくら市公共下水道事業特別会計決算を別冊監査委員の意
見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花塚隆志

議案第 8 号

平成 29 年度さくら市農業集落排水事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度さくら市農業集落排水事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花塚隆志

議案第 9 号

平成 29 年度さくら市国民健康保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度さくら市国民健康保険特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花塚隆志

議案第 10 号

平成 29 年度さくら市後期高齢者医療特別会計決算の認定
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、
平成 29 年度さくら市後期高齢者医療特別会計決算を別冊監査委員の意
見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花塚隆志

議案第 11 号

平成 29 年度さくら市介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度さくら市介護保険特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花塚隆志

議案第 12 号

平成 29 年度さくら市水道事業会計剰余金の処分及び決算
の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、平成 29 年度さくら市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定により、平成 29 年度さくら市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花塚隆志

議案第 13 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 項第 3 項の規定により、市道路線を廃止するため、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点
1	市道 K 3057 号	さくら市金枝	さくら市金枝

平成 30 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花塚隆志

報告第 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので報告する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花塚隆志

専決処分第 6 号

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 6 月 14 日

さくら市長 花塚隆志

市は、桜つつみの管理瑕疵により物件に与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]

2 事故の概要

平成 30 年 5 月 22 日午前 10 時 00 分頃、荒川堤防を乗用芝刈機で草刈作業をしていた際に、飛散防止用ガードの隙間から石が飛んで、窓ガラスが破損した。

3 損害賠償の額 54,000 円

報告第 2 号

一般財団法人さくら市観光施設管理協会経営状況説明書の
提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、一般財団法人さくら市観光施設管理協会経営状況説明書を別冊のとおり提出する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花塚隆志

報告第 3 号

株式会社道の駅きつれがわ経営状況説明書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社道の駅きつれがわ経営状況説明書を別冊のとおり提出する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花塚隆志

報告第 4 号

平成 29 年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 29 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、別冊監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

1 健全化判断比率

・実質赤字比率	—	(13.24 %)
・連結実質赤字比率	—	(18.24 %)
・実質公債費比率	7.2%	(25.0 %)
・将来負担比率	—	(350.0 %)

2 資金不足比率

・水道事業会計	—	(20.0 %)
・公共下水道事業特別会計	—	(20.0 %)
・農業集落排水事業特別会計	—	(20.0 %)

注 1 「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。

注 2 () 内は当市の平成 29 年度決算に係る早期健全化基準又は経営健全化基準を表す。

平成 30 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花塚隆志